

## 規制の事前評価書（要旨）

法律又は政令の名称	地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律案		
規制の名称	自然公園法等の許可等のワンストップ特例の設定		
規制の区分	緩和		
担当部局	環境省自然環境局自然環境計画課		
評価実施時期	令和6年2月		
規制の目的、内容及び必要性等	<p>昆明モンリオール生物多様性枠組の採択を踏まえ、ネイチャーポジティブを実現するため、生物多様性の保全を目的として行われる各種の活動について、その活動に係る計画を策定し主務大臣の認定を受けることにより、既存法令※で必要となる各種の手続を一括して行うことができるワンストップ特例を設け、効率的に活動が実施できるような仕組みを設ける。</p> <p>※既存法令</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然公園法（国立公園及び国定公園における行為規制）</li> <li>・自然環境保全法（自然環境保全地域における行為規制）</li> <li>・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（生息地等保護区における行為規制）</li> <li>・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（特別保護地区における行為規制）</li> <li>・特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（特定外来生物の取扱いに関する規制）</li> <li>・森林法（民有林における伐採等の届出等）</li> <li>・都市緑地法（特別緑地保全地区等における行為規制）</li> </ul>		
想定される代替案	法律に基づく手続の特例を設けるものであり、他の手段では解決できない。		
直接的な費用の把握	要素		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">遵守費用</td> <td> <p>既存法令の手続について、本法律案の計画認定によってワンストップ化を図るものであり、これによって追加の法令等の遵守を求めるものではないことから追加の遵守費用は発生しない。</p> <p>なお、本法律案に基づき計画の認定を受けることで、2つの手続をそれぞれ行うことが求められるものが、ワンストップ特例を活用することで1度で済むというケースを仮定した場合には、計画の作成には1件あたり約2万円程度の事務費用を要すると推定され、また、軽減される手続1件分の事務費用も同様と推定される。</p> </td> </tr> </table>	遵守費用	<p>既存法令の手続について、本法律案の計画認定によってワンストップ化を図るものであり、これによって追加の法令等の遵守を求めるものではないことから追加の遵守費用は発生しない。</p> <p>なお、本法律案に基づき計画の認定を受けることで、2つの手続をそれぞれ行うことが求められるものが、ワンストップ特例を活用することで1度で済むというケースを仮定した場合には、計画の作成には1件あたり約2万円程度の事務費用を要すると推定され、また、軽減される手続1件分の事務費用も同様と推定される。</p>	
遵守費用	<p>既存法令の手続について、本法律案の計画認定によってワンストップ化を図るものであり、これによって追加の法令等の遵守を求めるものではないことから追加の遵守費用は発生しない。</p> <p>なお、本法律案に基づき計画の認定を受けることで、2つの手続をそれぞれ行うことが求められるものが、ワンストップ特例を活用することで1度で済むというケースを仮定した場合には、計画の作成には1件あたり約2万円程度の事務費用を要すると推定され、また、軽減される手続1件分の事務費用も同様と推定される。</p>		
直接的な効果（便益）の把握	生物多様性の保全に資することが便益であるが、その金銭的価値化の手法は確立されていないことから、便益の定量的な記載は困難である。		
副次的な影響及び波及的な	本法律案は、計画認定によって既存法令の手続のワンストップ化を図るものであり、手続を個別に行うか一括して行うかの違いがあるのみで、手続及び運		

影響の把握	用上行う内容は既存法令の同様であるため、副次的な影響及び波及的な影響が生じることは想定されない。
費用と効果（便益）の関係	ワンストップ特例を設けることによる便益（事務負担が軽減され、より円滑に活動を行うことが可能となる）ことに対し、行政費用の増加及び副次的な影響も想定されないため、妥当である。
その他の関連事項	該当なし
事後評価の実施時期等	施行から5年後（令和12年を想定）を目途に事後評価を実施する。
備考	